

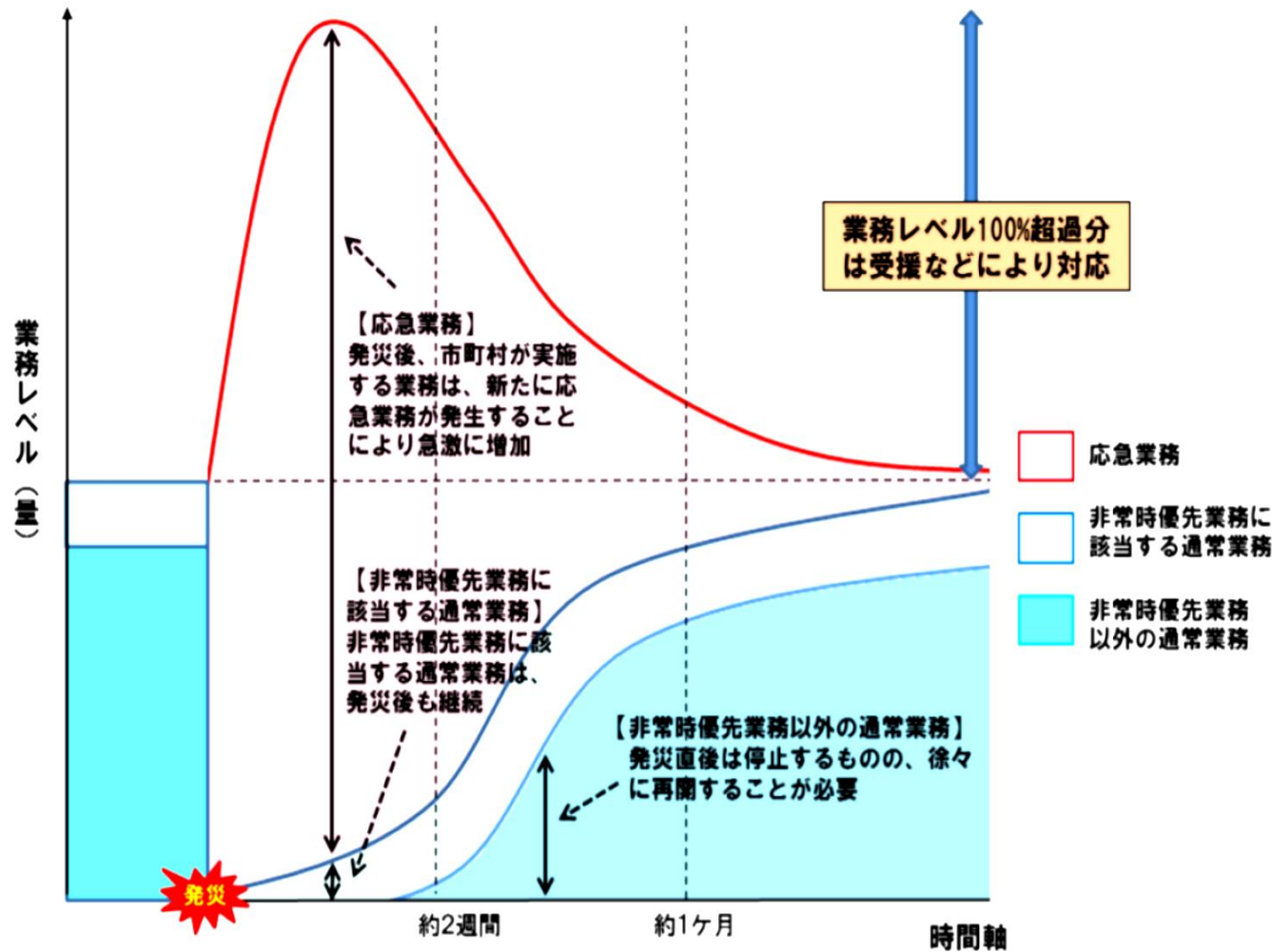
計画の目的

- ・大規模災害に不足する人員について、外部支援を円滑に受けるため、あらかじめ支援を受ける業務、受入体制等を定める。
- ・特に支援が必要となる7つの受援対象業務について、業務ごとに時期、必要性の判断要素、内容、必要な人数、必要な資機材、要請先等を事前に定める。
- ・また、本市以外の自治体が被災した時に、応援者の派遣、物資の提供を行うための体制等を定める。

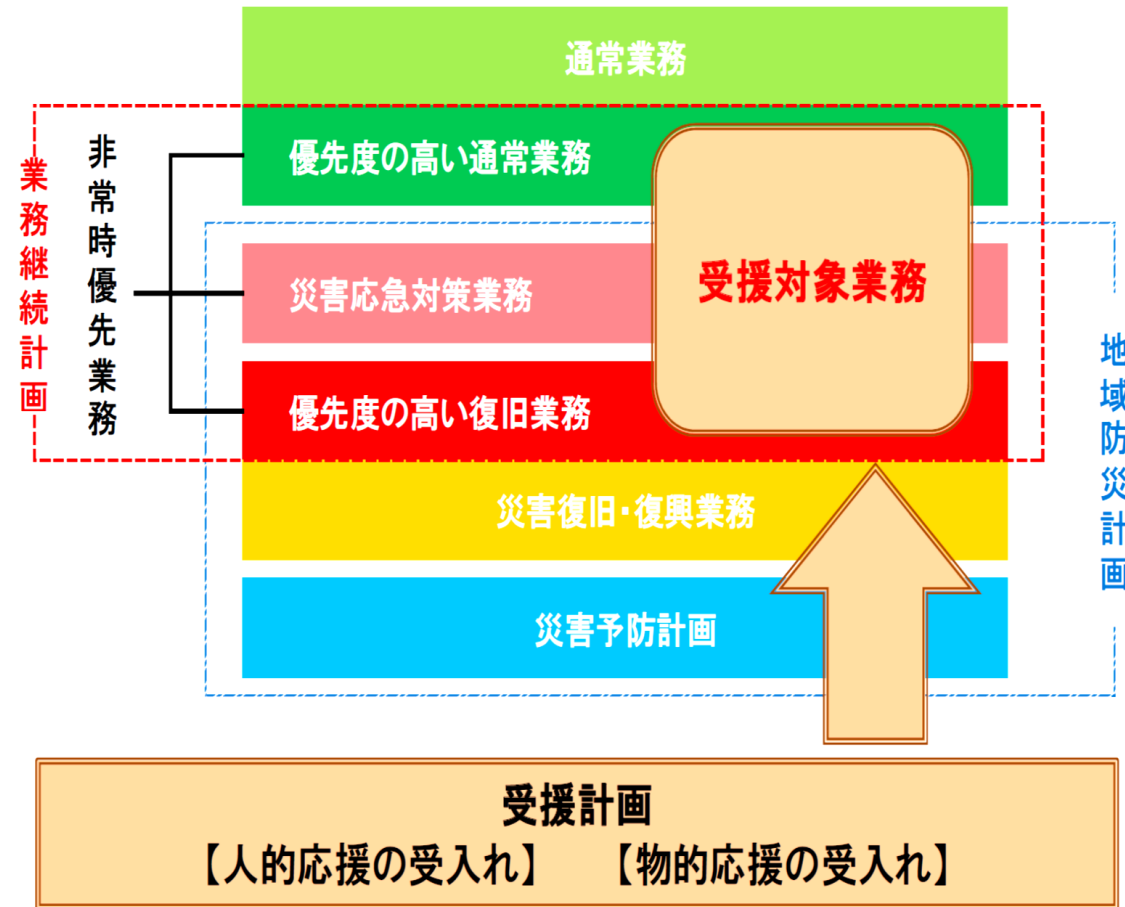
計画の位置付け

- ・本市の災害対策は、災害対策基本法に基づく「高梁市地域防災計画」に定められている。
- ・本計画は、「高梁市地域防災計画」に定められている、受援及び応援を行う際の考え方、組織、手順等を示すものであり、対象期間は、応急業務が概ね終息する発災後1ヶ月としている。

受援対象業務等のイメージ



災害時における業務の需要と供給の関係



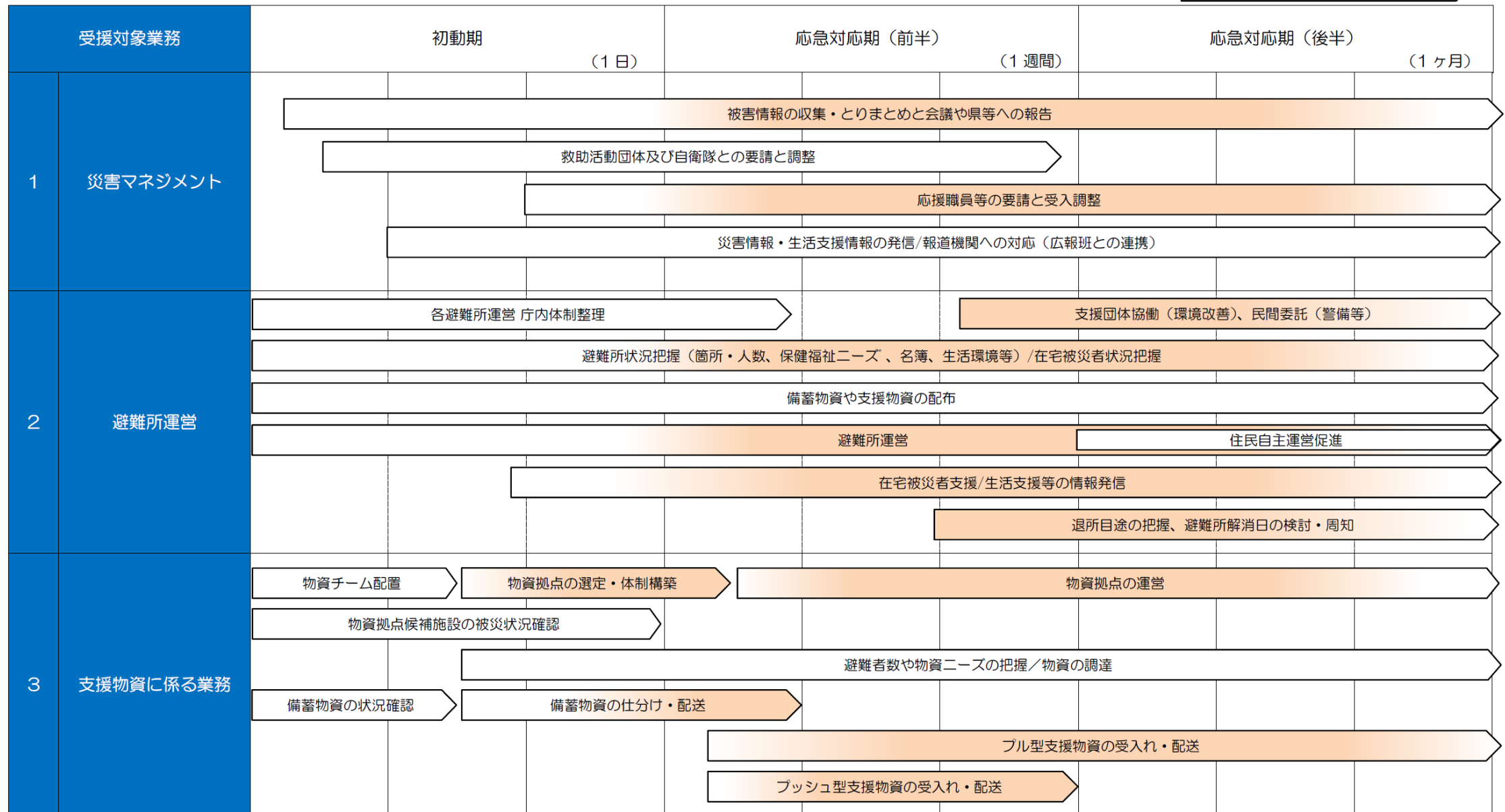
受援体制の整備（受援対象業務及び担当課等）

分類	(班名) 業務名	区分	担当部署・役職	主な役割
庁内全体の 受援担当者	(総務班) 受援の総合調整	責任者	総務課 課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県や応援職員等派遣機関との応援職員等の受入れ調整に関する こと。 ・ 各業務の受援担当者との応援職員等の受入れ調整に関する こと。 ・ 各業務の人的応援の取りまとめに関する こと。 ・ 受援に関する庁内全体の調整会議の運営に関する こと。
受援に伴う 事務担当者	(財政班) 受援に伴う財政措置	責任者	理財課 課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受援に係る財政措置等に関する こと。
各業務の 受援担当者	(本部班) 災害マネジメント	責任者	防災復興推進課 課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内全体の受援担当者との応援職員等の受入れ調整に関する こと。 ・ 各業務における応援職員等の受入れに関する こと。 (状況把握、サポート等)
	(避難所運営班) 避難所運営	責任者	市民課 課長	
	(生活援護班) 支援物資に係る業務	責任者	地域医療連携課 課長	
	(環境班) 災害廃棄物処理	責任者	環境課 課長	
	(調査班) 住家被害認定調査	責任者	税務課 課長	
	(被災者支援班) 罹災証明書交付(一般住家)	責任者	福祉課 課長	
	(被災者支援班) 被災者支援・相談業務	責任者	福祉課 課長	

受援対象業務毎の主な項目と流れ

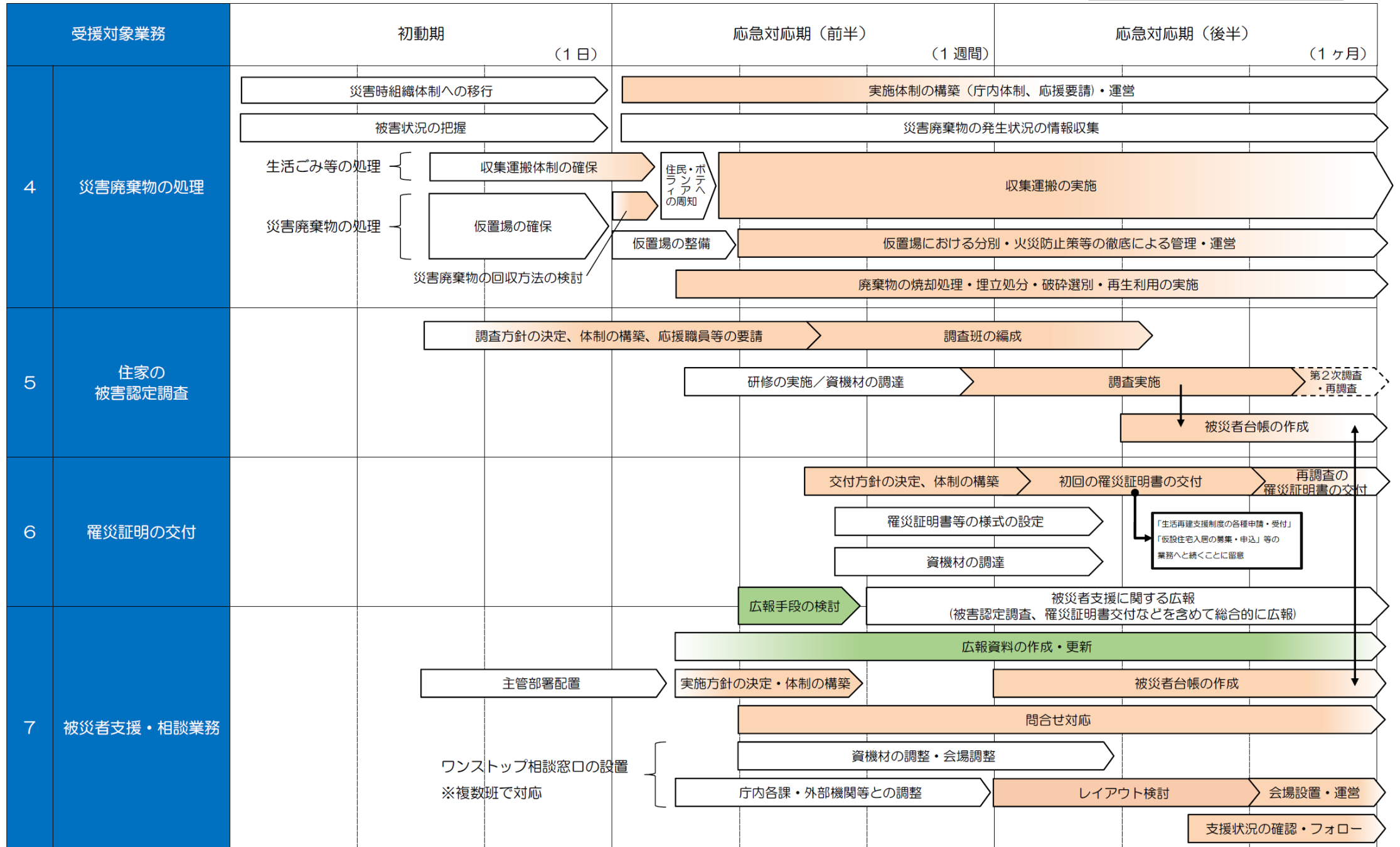
受援対象業務 全体タイムライン

※ 応援要請を検討する主な業務



受援対象業務 全体タイムライン

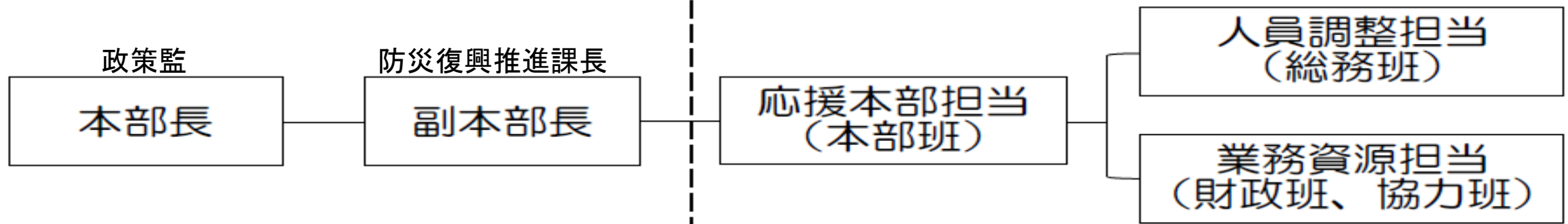
※ 応援要請を検討する主な業務
 ※ 関係班での連携を要する業務



応援体制の整備

- 本部（政策監）は、次のいずれかに該当するときは、被災した自治体に対する応援のため、市長の判断に基づき、高梁市応援本部（以下「応援本部」という。）を設置することができる。本部は情報収集及び先遣隊等により把握した被災状況から、応援本部設置の必要性を検討する。
 - 個別市間での協定や全国市長会等の協定に基づく広域応援を行うとき。
 - 他の市町村において震度6以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生した場合。

高梁市 応援本部組織図



応援本部の担当業務

組 織	担 当	業 務
応援本部	応援本部担当 (本部班)	<ul style="list-style-type: none">被災自治体における応援のニーズの把握被災自治体からの人的応援及び物的応援の要請の受付被災自治体に対する人的応援及び物的応援の提供の決定応援職員の宿泊場所等の把握応援に係る被災自治体との調整応援職員に対する応援時の留意事項等の説明応援職員の活動状況等の把握応援職員の活動終了に関する業務
	人員調整担当 (総務班)	<ul style="list-style-type: none">応援の要請にあった業務に係る担当部局との調整
	業務資源担当 (財政班、協力班)	<ul style="list-style-type: none">物資の調達及び輸送手段の確保に関する業務

応援本部の廃止

- 応援本部長は、被災自治体からの応援ニーズがなくなるなど、応援本部の必要がなくなったと判断したときは、市長に協議のうえ、応援本部を廃止する。